

## 熊谷市協働事業提案制度事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊谷市と市民活動団体が協働して行う協働事業提案制度事業（以下「協働事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「協働事業」とは、市民活動団体が提案する事業（以下「市民提案事業」という。）と市が提案する事業（以下「市提案事業」という。）の2つの事業を総称するというものとする。

(事業対象団体)

第3条 前条の協働事業に提案できる団体は、熊谷市内に事務所及び活動場所を有し公益性のある活動を行っている市民活動団体で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 5人以上の会員で組織していること。
- (2) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があること。
- (3) 予算・決算を適正に行っていること。
- (4) 原則として、1年以上継続して活動していること。

(提案対象事業)

第4条 市民提案事業及び市提案事業の対象となる協働事業は、次のような事業とする。

- (1) 公益的、社会貢献的な事業であって、提案する市民活動団体と市が協働して取り組むことによって地域課題や社会的課題の解決が図られ、施策として展開できる事業
- (2) 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- (3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果や住民自治力が高まる事業

2 前項に加え市民提案事業の対象となる協働事業は、次の事業とする。

- (1) 協働事業を提案する団体が実施することが可能である事業
- (2) 先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業
- (3) 予算の見積もり等が適正である事業

3 前項1及び2の規定にかかわらず、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 営利または政治、宗教、選挙活動を目的としたもの
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (3) 施設等の建設及び整備のみを目的とするもの
- (4) 提案者が実施しない政策の提案（政策立案のための調査など）
- (5) 学術的な研究事業
- (6) 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント
- (7) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に助成を受けているもの
- (8) 既存の制度で対応できるもの
- (9) 公序良俗に反するもの

(事業期間)

第5条 事業期間は、単年度を原則とする。

(協働事業の提案)

第6条 提案しようとする市民活動団体は、協働事業に関する提案書(様式第1号)(以下「提案書」という。)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 企画書(別紙様式1)

(2) 見積書(別紙様式2)

(3) 団体概要書(別紙様式3)

(4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(市が行う提案)

第7条 市が市民活動団体に対して提案を行うときは、市民活動団体に対する提案の概要書(様式第2号)を作成し、別に定める市民活動推進庁内会議(以下「庁内会議」という。)で提案事業を決定し当該内容を公表するものとする。

(審査)

第8条 市長は、第6条の規定により提出された市民提案事業について、協働事業に適するかどうかを庁内会議で審査し、適当と認めるときは、当該提案の内容に関連する課等を所管課として定めるものとする。

2 所管課は、提案団体との協議及び調整を行い、提案書を修正することができるものとする。

(一次審査)

第9条 庁内会議は、協働事業提案について、書類による一次審査を行い公開で実施するプレゼンテーション(以下「公開プレ」という。)対象提案を選考するものとする。

2 庶務担当課は、一次審査の選考結果を提案団体に通知(様式第3号)するものとする。

(公開プレ)

第10条 公開プレの対象となった団体は、公開プレに参加するかどうかを庁内会議に回答(様式第4号)しなければならない。この場合、公開プレに参加しない団体の協働事業提案は、審査の対象外となるものとする。

(第2次審査)

2 公開プレ開催後に公開プレに参加した団体と所管課とによる協議及び調整を行った後、庁内会議で審査するものとする。

(市長への提言)

第11条 庁内会議は、協働事業提案について総合的に審査し、審査結果をとりまとめ、市長へ提言するものとする。

(市長の検討結果)

第12条 市長は、庁内会議からの提言に基づき事業実施の可否について検討し、検討結果を公開プレに参加した団体に通知(様式第5号)するものとする。

(役割分担等の協議及び個人情報の保護)

第13条 前条の規定により事業実施の対象となった団体（以下「協働事業実施団体」という。）及び市長は、具体的な役割分担を協議し、事業実施にあたっての基本的事項や役割分担、個人情報保護の遵守等を明示した協定書を締結するものとする。

(熊谷市の経費負担等)

第14条 熊谷市が負担する市民提案事業経費は、1事業300万円を限度とする。ただし、役割分担により事務費等経費及び人件費が発生する場合については、その経費を含めたものとする。

2 提案団体の事務所の賃借料、光熱水費等の管理費は対象としないものとする。

3 熊谷市が負担した事業経費について、事業実施後に余剰金が発生した場合は、熊谷市への返還を求めるものとする。

(変更等)

第15条 協定書を締結した団体は、当該事業の内容を変更しようとするとき、又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 当該事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第16条 市長は、当該事業の状況報告の聴取及び調査を必要に応じて行うことができる。

(情報公開等)

第17条 第6条の規定により提出された提案について、当該事業の概要を公表することができるものとする。

2 選考された事業については、当該事業の概要及び当該事業を提案した団体の名称等について公表するものとする。

3 公開プレの対象となった事業の第6条第1項に規定する協働事業提案書及び同項第1号から第4号に規定する書類は、公開プレ開催当日の資料として配布するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民部長が定める。

(庶務)

第19条 提案制度の庶務は、市民部市民活動推進課において処理する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。